

## 液化石油ガス販売事業者認定申請に必要な書類等について

1. 液化石油ガス販売事業者認定申請書（様式第26）
2. 保安確保機器の設置状況表（別紙1）
3. 認定販売事業運営管理規程（例）
4. 集中監視業務委託契約書
5. 液化石油ガス販売集中監視顧客一覧表

### 備考

注 1) 上記添付書類 3 の運営管理規程の条文第 8 条は、監視業務を委託した販売事業者のみ適用。

従って、集中監視センターを自ら所有している場合は、第 7 条までとなる。

注 2) 集中監視センターを自ら所有している場合は、同 4 については不要。

※ (1) 本申請に係る提出部数は 1 通とし、上記の順に左閉じで製本すること。

※ (2) 本申請手数料として、販売契約を締結している一般消費者が 1,000 戸未満（55,000 円）  
1,000 戸以上 10,000 戸未満（80,000 円）、10,000 戸以上（110,000 円）の所定額を納付書にて納入すること。

液化石油ガス販売事業者認定申請

名 称

所在地

× 整理番号	
× 審査結果	
× 受理年月日	年 月 日
× 登録番号	

## 液化石油ガス販売事業者認定申請書

年 月 日

広島県知事殿

氏名または名称および法人に  
あつてはその代表者の氏名  
法人にあつてはその法人番号

印

住 所

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第35条の6第1項の規定により認定を受けたいので、申請します。

1 保安確保機器の設置及び管理の方法の別

第1号認定 第2号認定

2 一般消費者等の数及び認定対象消費者の数

別 添 明 細

3 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第45条第3号に定める保安確保機器を設置している者の氏名又は名称及び住所

別 添 明 細

4 合併その他の事由による事業の継承により、当該承継の日に認定対象消費者割合が、申請の日前1年以内に液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第46条第1号ロ（同条第2号ロ）に掲げる割合を下回った場合にあつては、当該承継の事由及び年月日

- （備考）
- この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
  - ×印の項は記載しないこと。
  - 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自書するものとする。

(別紙 1)

## 保安確保機器の設置状況表

事業者名	所在地	電話番号

集中監視センター名	所在地	電話番号

販売所名	所在地	一般消費者等の数 (戸)	認定対象消費者の数 (戸)	設置割合 (%)
事業者全体				

- (備考) 1. 保安確保機器の設置状況は販売所ごとに記入すること。  
2. 認定対象消費者とは、保安確保機器を設置している一般消費者等をいう。  
3. 設置割合 (小数点以下切り捨て) = (認定対象消費者の数) ÷ (一般消費者の数) × 100。

# 運営管理規程（例）

（目的）

第1条 この規程は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「法」という。）第35条の6の規定に基づき、保安確保機器の設置及び管理法について定め、もって管理業務の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

（保安確保機器の種類）

第2条 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第45条第1号及び第4号に定める機器のうち、認定対象消費者の供給設備及び消費設備に設置する機器は次の各号に定めるものとする。（実際設置するものを適宜記載すること。）

- 一 S型マイコンメーター（SB型マイコンメーター）
- 二 流量検知式切替型漏えい検知装置又は流量検知式圧力監視型漏えい検知装置（ただし、〇〇戸以上の集合住宅に設置するものとする。）
- 三 液化石油ガス用ガス漏れ警報器
- 四 液化石油ガス用継手金具付低圧ホース（Ⅰ類又はⅡ類）
- 五 調整器（Ⅰ類又はⅡ類）
- 六 液化石油ガス用継手金具付高圧ホース（Ⅰ類又はⅡ類）

2 規則第45条第3号の機器の設置場所（以下「集中監視センター」という。）は自社（他社）の集中監視センターであって次に掲げる所在地に設置するものとする。

名 称：

所 在 地：

電話番号：

（特定保安情報の種類）

第3条 液化石油ガス販売事業者の認定に係る保安確保機器の設置等の細目を定める告示（以下「告示」という。）第6条第2号に定める特定保安情報の種類は次の各号に掲げるものとする。

- 一 合計・増加流量遮断
- 二 継続使用時間超過
- 三 微少漏えい警告
- 四 圧力監視以上（調整圧力、閉そく圧力）
- 五 感震遮断
- 六 ガス漏れ警報連動遮断
- 七 集中監視センターからのガスメーターの遮断

（監視する者の業務内容）

第4条 規則第46条第3号の監視する者（以下「監視員」という。）の業務内容は次の各号に定めるとおりとする。

- 一 集中監視センター内の機器の作動状況を確認し、異常があった場合に必要な措置を講ずること。
- 二 特定保安情報を液化石油ガス販売事業者（保安機関）に連絡すること。

- 三 伝達された特定保安情報について、当該一般消費者等に対し、適確な対応（指示、助言）を行うこと。
- 四 緊急を要するものについては、緊急時対応を行う保安機関、液化石油ガス販売事業者及び集中監視センター責任者に連絡すること。
- 五 受信票（例えば受信日時、顧客名、特定保安情報の内容、原因、処置事項、担当者等）に必要な事項を記載すること。

（監視員の配置場所及びその体制）

第5条 監視員は、第2条第2項の集中監視センターに常時配置するものとする。

2 当該集中監視センターの監視員は当直により対応するものとし、〇〇人での交代制とする。

（保安確保機器の設置の計画）

第6条 規則第45条第1号及び第4号の保安確保機器は、告示第5条の基準に適合するよう設置するものとし、毎年度初に当該年度に設置期限が満了となる機器、交換を要する一般消費者等の氏名及び住所をとりまとめ、〇月から△月までの間に適宜交換を行うものとする。

（附則）

この運営管理規程は平成 年 月 日から施行する。